

地方分権改革の推進を求める決議

第二期地方分権改革については、今後出される地方分権改革推進委員会の勧告を経て、政府による「地方分権改革推進計画」の策定が予定されているなど、まさに、総仕上げとも言うべき時期を迎えている。

そこで、地方分権改革の当事者である我々は、真の地方分権改革の実現に向け、政府及び地方分権改革推進委員会に対し、次の事項に取り組むよう強く要請し、一致団結して改革を力強く推進していくことを決議する。

1 地方税財政制度改革

(1) 分権型社会にふさわしい地方税財政制度の構築

- ① 国と地方の役割分担に応じた税源配分の実現を目指し、まずは早急に国と地方の税源配分5：5を実現すること。
その際には、自治体によって不利益が生じることのないよう確実な税源移譲を行うとともに、地方消費税の充実などにより安定的な地方税体系を構築すること。
- ② 「三位一体の改革」で大幅に削減された地方交付税総額を復元・増額し、地方交付税の財源調整・財源保障機能を充実すること。
- ③ 暫定措置である地方法人特別税は速やかに地方税として復元すること。
- ④ 大都市圏の財政需要を的確に反映した地方税財政制度を確立すること。

(2) 国庫補助金改革等

- ① 地方が担うべき分野の国庫補助金を全額廃止し、所要額を税源移譲すること。なお、単なる補助負担率の引下げや、補助金額の縮小、交付金化は決して行わないこと。
- ② 国と地方の役割分担の見直しを行ったうえで、国が行うこととされた国直轄事業については、速やかに国直轄事業負担金を廃止すること。また、現行の国直轄事業を地方へ移譲するにあたっては、税源移譲により必要経費全額を財源措置すること。

2 地域ガバナンスの充実

(1) 地方議会の制度改革

地方分権時代の議会に期待される役割と責任を十分果たしていけるよう、地方議会の自主性、自律性の確保と権限強化を図るため、議会活動を制約している関係法令の諸規定の緩和、議員の位置づけの明確化など地方議会の意向を踏まえた抜本的な制度改革を行うこと。

(2) 地方との協議の場の設置

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に関して、地方の意見が反映

される協議の場として、「(仮) 地方行財政会議」を早急に、法律により設置すること。

3 事務・権限の移譲と地方の自主性の強化

(1) 事務・権限の移譲

国と地方の役割分担を徹底的に見直し、住民に身近な行政に係る事務・権限の移譲については、これまでの勧告で地方に移譲すべきものとして仕分けられたものに止まらず、更なる移譲を進めること。

その際には、財源を確実に措置するとともに、人員の移管について地方と十分に協議すること。

また、地方自治体が協力して事務・権限を担うことができるよう、より柔軟かつ多様な広域連携制度の充実を図ること。

(2) 法制的な仕組みの見直し

① 法令による「義務付け・枠付け」について、自治事務に関するものは、廃止を前提とした措置とするとともに、法定受託事務に関するものについても、その目的を達成するために必要最小限度とすること。

また、地方自治体の自主性を損なうような、新たな「義務付け・枠付け」は一切行わないこと。

② 条例制定権を拡大するため、条例による法令の「上書き権」が認められるよう、関係法令を整備すること。

4 地方政府の確立

(1) 第二期地方分権改革の着実な実現

自治行政権、自治財政権、自治立法権を十分に具備した地方政府を確立し、地方が主役の国づくりを実現するという今期分権改革の原点に立ち返り、強い政治的リーダーシップの下、関係省庁の抵抗を排して、改革を着実に実現すること。

(2) 地方の意見を踏まえた道州制の検討

地域主権型社会の実現に向け、更なる抜本的な改革として、地方の意見を十分に踏まえながら道州制のあり方について検討を進めること。

平成21年9月9日

神奈川県地方分権改革推進会議

神奈川県知事	松沢 成文
神奈川県議会議長	国吉 一夫
神奈川県市長会会長	石渡 徳一
神奈川県市議会議長会会長	山口 幸雄
神奈川県町村会会長	間宮 恒行
神奈川県町村議会議長会会長	本杉 博是
横浜市長	林 文子
横浜市会議長	川口 正寿
川崎市市長	阿部 孝夫
川崎市議会議長	潮田 智信